

## 令和8年度甲種防火管理新規講習案内

消防法第8条第1項により、甲種防火管理者の資格を取得するための防火管理に関する講習を下記のとおり実施します。

### 記

#### 1 該当となる防火対象物

##### (1) 特定防火対象物

集会所、飲食店、物品販売店、旅館、病院、社会福祉施設（下記の(3)を除く）など不特定多数の人が出入りする建物で収容人員が30人以上のもの

##### (2) 非特定防火対象物

事業所、工場、学校など特定の人が勤務したり居住したりする建物で収容人員が50人以上のもの

##### (3) 火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設等（避難困難施設）がある建物で、建物全体の収容人員が10人以上のもの

2 講習日時 令和8年6月25日（木）、26日（金）の2日間  
午前9時00分～午後4時00分

3 受付時間 2日間とも午前8時30分～8時55分  
※受付の際に顔写真付き身分証明書のご提示をお願いします。

4 講習会場 にかほ市総合福祉交流センター「スマイル」  
2階コンベンションホール  
にかほ市平沢字八森31番地1（☎32-3000）

5 受講料 5,000円（テキスト代込み）  
※申し込み後1週間以内に受講票に記載の口座にお振込みください。  
※別途、振込手数料がかかります。なお、受講料は非課税です。

6 申込期間 令和8年5月18日（月）～6月15日（月）※土日を除く  
午前9時00分～午後5時00分（時間外は受付不可）

7 定 員 100名（申込み順）

8 対象者 由利本荘市内の事業所（防火対象物）に勤務されている方またはこれから勤務する方

9 申込方法 ①電子申請

右のQRコードを読み、申込みしてください。  
受講票と申込書控えの交付をメールでお知らせします。  
※受講票は印刷していただく必要があります。



②直接申込

消防本部予防課または防火対象物が所在する消防署（分署）へ直接申込書を持参してください。（郵送、電話での受付不可）

由利本荘市消防本部

予 防 課	☎ 2 2 - 4 2 8 7	美倉町 2 7 番地 2
消 防 署	☎ 2 2 - 0 0 1 1	美倉町 2 7 番地 2
矢 島 分 署	☎ 5 5 - 2 1 1 1	矢島町元町字大川原 1 2 7 番地 1
岩 城 分 署	☎ 7 3 - 2 1 0 0	岩城二古字狐森 6 6 番地 5
由 利 分 署	☎ 5 3 - 3 1 1 9	前郷字上川原 1 1 番地
大 内 分 署	☎ 6 5 - 2 0 2 0	徳沢字才ノ神 1 0 2 番地
東由利分署	☎ 6 9 - 2 2 1 4	東由利老方字橋脇 1 1 2 番地
西 目 分 署	☎ 3 3 - 2 3 5 0	西目町沼田字新道下 2 番地 5 3 6
鳥 海 分 署	☎ 5 9 - 2 1 9 9	鳥海町上笹子字石神 9 2 番地 1

10 持ち物 ○受講票（A4サイズに印刷したもの）  
○顔写真付き身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）  
○筆記用具

11 その他 ○テキストは当日会場でお渡しします。  
○講習会場での飲食は可能です。（昼休憩 1 時間程度あり）  
○講習会場敷地内は禁煙です。  
○駐車場は別紙案内図を参照してください。  
駐車場内での事故や盗難に関する責任は一切負いません。  
○欠席されても受講料はお返しできませんのでご注意ください。  
○受講者の変更は可能ですが、欠席される場合は必ずご連絡ください。

12 問合せ先 由利本荘市消防本部予防課 ☎ 2 2 - 4 2 8 7